

葛飾区障害者施策推進計画・第5期葛飾区障害福祉計画・第1期葛飾区障害児福祉計画(素案)に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：計画案に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	計画(素案)関連箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
葛飾区障害者施策推進計画に関するもの 45件				
「障害者団体ヒアリング」に関するもの 1件				
1	13ページ 障害者団体ヒアリング	障害者団体ヒアリングについて、精神障害者の家族の団体には実施されていたが、当事者団体には実施されていなかった。家族と当事者とは思いやニーズで異なる部分もあり、郵送での意向調査だけでは不十分である。今後、葛飾区の施策が当事者の意見をより尊重し反映したものにしてほしい。	△	計画策定にあたりましては、当事者に対する郵送による意向調査と障害者団体ヒアリングを実施しております。 次回、計画を策定する際には、計画に当事者の意見をより尊重し反映できるよう、調査方法を検討してまいります。
「相談体制の充実」に関するもの 4件				
2	16ページ 【今後取り組むべき課題】 17ページ 【今後の方向性】 18ページ 相談支援体制の充実	基幹相談支援センターの整備について、いつまでにどのように検討を進めていくのか明記してほしい。	○	基幹相談支援センターの整備に係る具体的な進め方につきましては、今後検討してまいります。

3	17ページ 【今後の方向性】 18ページ 相談支援体制の充実	精神障害者が、地域で安心して生活が送れるよう今まで以上に区の支援者と連携を図って支援できるような施策をお願いしたい。	○	多様な障害に関する相談に対して適切に対応していくため、区の相談機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮するとともに、相互に連携して取り組んでまいります。
4	17ページ 【今後の方向性】 18ページ 相談支援の質の向上	相談支援専門員の質の向上については、国や東京都が目指す相談支援専門員の質を区でも共有し研修を行っていく必要がある。 どのような研修を行う予定か具体的な内容を教えてほしい。区の中核人材をどう育成していくのか官民共同で考えていく場が必要と考える。	○	現在、民間の相談支援事業所と協働して相談支援専門員研修会を実施しており、今後も人材の育成と相談支援の質の向上に取り組んでまいります。
5	18ページ 相談支援体制の充実	精神障害のある方が安定した在宅療養を可能にするために、個別性をアセスメントした、より柔軟な福祉サービスの充実を図ってほしい。	○	相談支援事業所と区が連携し、各々の役割を発揮することで、障害のある方や家族の多様化、個別化する支援ニーズに対応できるようにサービスの充実を図ってまいります。

「社会参加の支援」に関するもの 7件				
6	21ページ 【今後の方向性】	障害への理解を広めるため、区として、多様な障害のある方が意思を伝えたりコミュニケーションを広げたりできるようなルールを作ること を検討してほしい。 (同様の意見が他に4件)	◎	区は、障害のある方のより円滑な社会参加を実現するため、障害のある方の意思疎通支援を充実させていくことが必要と考えております。 計画（素案）では、「社会参加の支援」の中で新たなコミュニケーションツールの検討に取り組むこととしていましたが、今回、コミュニケーションを広げるためのルールづくりについて多数のご意見をいただいたことから、他自治体で定めているコミュニケーション条例等を参考に、障害のある方の意思疎通支援を充実させるためのルールづくり及び新たなコミュニケーションツールの導入の検討に取り組んでいくことといたしました。
7	20～22ページ 社会参加の支援	医療的ケアの必要な方の生涯学習の機会と場の提供を検討してほしい。	○	医療的ケアの必要な方が安心して生涯学習に参加できるように取り組んでまいります。
8	22ページ バス借上等社会参加促進経費助成	バス借上げ助成について、精神障害も対象になるよう検討してほしい。	△	バス借上等社会参加促進経費助成は、現在、身体障害のある方、知的障害のある方の団体を対象としており、対象の拡大につきましては、今後検討してまいります。
「社会資源の充実」に関するもの 18件				
9	23～25ページ 社会資源の充実	社会資源の充実の【今後取り組むべき課題】に、計画策定の中で検討したことを盛り込んで、精神に障害がある人の生活を支援するため社会資源を充実させてほしい。	○	精神障害のある方の地域移行を進めるために、医療機関や民間事業者と連携した地域精神保健医療福祉の一体的な取組のもと、グループホームや地域生活支援拠点の整備について検討してまいります。

10	<p>23ページ 【今後取り組むべき課題】 24ページ グループホームの整備・運営支援</p> <p>障害福祉計画 60～61ページ 福祉施設の入所者の地域生活への移行 78ページ 共同生活援助（グループホーム）</p>	<p>グループホームの整備支援が、年に1か所だけでは足りないと感じる。</p> <p>特に平成30年に開所される通過型入所施設から数年後に地域移行される方の生活拠点を考えると、後半の3か年についてはさらに整備支援の目標数を増やしてほしい。</p>	○	<p>グループホームの整備支援につきましては、特に重度障害のある方のグループホームにおける消防設備の設置の義務化やバリアフリー設備の設置による整備費の高騰などにより民間事業者による整備が進みづらい状況を踏まえて、目標値を設定いたしました。目標値を増やすことにつきましては、今後、整備支援策の見直しとあわせて検討してまいります。</p>
11	<p>23ページ 【今後取り組むべき課題】 24ページ グループホームの整備・運営支援 25ページ 短期入所先の確保</p> <p>障害福祉計画 76ページ 短期入所（ショートステイ） 78ページ 共同生活援助（グループホーム）</p>	<p>精神障害のある方の入院後、最初からは単身生活が難しい方のための受け皿としてのグループホームや施設、ショートステイの充実を図ってほしい。</p>	○	<p>地域で生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに日常生活をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成することを検討してまいります。</p>

12	23ページ 【今後取り組むべき課題】 【今後の方向性】 24ページ 地域生活支援拠点の整備 障害福祉計画 63ページ 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点について平成31年に知的障害については整備が予定されている。三障害一元化が言われている中で、1障害のみが取り上げられた意図をききたい。今後、区として障害種別ごとの拠点作りを検討しているのか、具体的な計画を教えてください。	○	知的障害のある方の地域生活支援拠点の整備計画につきましては、平成30年度に開設予定の地域生活支援型入所施設を拠点として整備を進めていくこととしております。 知的障害以外の障害のある方の地域生活支援拠点につきましては、今後、通所施設や相談支援事業所等の面的な連携を含めて検討してまいります。
13	23ページ 【今後取り組むべき課題】 【今後の方向性】 24ページ 障害者通所施設の整備支援 障害福祉計画 68ページ 生活介護	医療的ケアを必要とする重症心身障害者が通所できる施設を整備してほしい。人工呼吸器使用者が通所できる施設も整備してほしい。 (同様の意見が他に2件)	○	医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方の日中活動の場が不足していることを踏まえて、たん吸引や経管栄養等の医療的ケアに対応した通所施設の整備支援について、検討してまいります。 また、人工呼吸器使用者に対応した医療型通所施設の整備につきましては、特別区として、東京都による整備を都に要望しております。
14	24ページ 障害者通所施設の整備支援	よつぎ療育園にドクターを増やし、サテライト式の施設整備をお願いしたい。	△	いただいたご意見につきましては、よつぎ療育園を設置している東京都に対して、内容を伝えます。
15	24ページ 障害者通所施設の整備支援 40ページ 療育機関の整備	聴覚障害と他の障害を併せ持つ、ろう重複障害児・者のための放課後デイサービスや作業所の必要性について考えてほしい。	△	現在、聴覚障害と他の障害を併せ持つ方には、既存の障害者通所施設や放課後等デイサービスをご利用いただくように考えております。

16	23～25ページ 社会資源の充実 46～47ページ 特別支援教育の推進	重症心身障害者、重度肢体不自由・知的障害者の入所施設、養護学校を整備してほしい。 (同様の意見が他に1件)	△	重症心身障害のある方を対象とする入所施設及び特別支援学校につきましては、東京都が管轄しており、区として独自に整備を検討する考えはありませんが、今後とも東京都と連携して、入所、入学が必要な方を支援してまいります。
17	25ページ 短期入所先の確保 障害福祉計画 76ページ 短期入所（ショートステイ）	区内に、重症心身障害児（者）、医療的ケアが必要な障害児（者）の短期入所先を確保してほしい。 (同様の意見が他に2件)	○	ご自宅で障害のある方の介護をしている保護者の方の緊急時の対応や負担軽減のため、重症心身障害のある方、医療的ケアが必要な方を含む、日常生活に支援を必要とする障害のある方に対し、短期入所先を確保していく必要があると考えております。区では、通所施設等の整備を行う法人に対し、短期入所事業の実施について働きかけるなど、短期入所先の確保に努めてまいります。
18	23ページ 【今後取り組むべき課題】 25ページ 高齢な障害のある方の日中活動の場の検討	高齢者も働くという社会の流れの中で、65歳以降になって介護保険にも該当しない元気な方も就労継続支援B型が対象外となり働く場が奪われるのは、区の計画の基本理念に反するのではないかと。区の意見を伺いたい。	○	若年の障害のある方に広く就労の機会を提供していくためにも、65歳以上の高齢者の日中活動の場を、就労継続支援B型に限定することなく検討していく必要があると考えております。
19	25ページ 高齢な障害のある方の日中活動の場の検討	高齢な障害のある方の日中活動の場の検討の担当の中に予防課も入ってほしい。	◎	「高齢な障害のある方の日中活動の場の検討」につきましては、担当に保健予防課を加えました。
20	25ページ 福祉施設の運営支援	重度障害者の通所施設に対する補助を増やしてほしい。 特に、通所バスの助成をしっかりとしてほしい。	○	施設の適切な運営を支援するため、対象となる施設及び利用者の状況を踏まえて、支援、助成を行ってまいります。

21	23～25ページ 社会資源の充実	精神障害者の障害福祉サービスについては、各種別の施設が不足しており他区の施設を利用せざるを得ない状況である。新しい施設の拡充はもちろんのこと、既存の他障害の施設の利用についても、本人の特性や希望に応じて利用ができるよう検討してほしい。	○	精神障害のある方の地域移行を進めるために、医療機関や民間事業者と連携した地域精神保健医療福祉の一体的な取組のもと、グループホームや地域生活支援拠点の整備について検討してまいります。 また、他障害の施設の利用につきましては、本人の状況や事業所の特色に配慮しながら支援してまいります。
「生活支援」に関するもの 2件				
22	27ページ 心身障害者（児）緊急一時保護委託	緊急一時保護のレスパイトと場所を増やしてほしい。 緊急一時保護事由につき、家族の疾病、近親者の冠婚葬祭で利用したい場合、窓口で厳しい質問があるが、要綱第3条関係には明確に記載されていて判断が困難だとは思えない。範囲内の事由は、速やかに対応してほしい。	△	現在、緊急一時保護事業は、4か所の施設において実施しております。緊急時の利用に支障をきたす恐れがあるため、既存施設におけるレスパイトの利用を増やすことは難しい状況ですが、場所を増やすことにつきましては、新たな施設整備等に合わせて、緊急一時保護事業の実施を働きかけてまいります。 また、緊急一時保護事業は、心身に障害のある方の介護をしている保護者の方等が、突発の疾病や冠婚葬祭等で介護ができなくなったときにご利用いただく事業です。要綱で定める事由に該当する場合であっても、より多くの方の突発の事態に対応することができるようにするために、保護が必要な期間を最小限の日数でご利用いただくようご協力をいただくとともに、区としても受付時のご負担の軽減に努めてまいります。
23	26ページ 【これまでの主な取組と成果】 【今後の方向性】 27ページ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業について、訪問看護ステーションに制度の内容をもっと理解していただき、利用しやすくなるようお願いしたい。	○	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業につきましては、契約事業所に対して、本事業に対する一層の理解・協力をいただき、利用時間を確保できるよう働きかけるとともに、本事業の委託事業所数を増やすために、未契約の事業所に対する個別の事業案内を行うなど、利用拡大策について検討してまいります。

「保健・医療支援」に関するもの 5件

24	<p>30ページ 【今後の方向性】 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>障害福祉計画 62ページ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>精神障害者の方も高齢化が進んでいる。単身の方も多く、認知症を合併している方も増えている。安全に生活していけるような支援策も進めてほしい。</p>	○	<p>精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。</p>
25	<p>30ページ 【今後の方向性】 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>31ページ 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会</p> <p>障害福祉計画 62ページ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>民間と行政が連携し、定期的な連絡会を開き、顔の見える関係を築き、それぞれの強みを生かした地域包括ケアシステムを構築できることに、大いに期待する。</p>	○	<p>精神障害のある方を地域で支えていくための協議の場として、葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会を設置いたします。</p>

<p>26</p>	<p>30ページ 【今後の方向性】 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築 31ページ 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会 障害福祉計画 62ページ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、推進協議会の回数、頻度、参加者等、具体的な内容を教えてほしい。</p>	<p>△</p>	<p>区では、葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会を平成30年度に立ち上げる予定です。具体的な進め方につきましては、今後検討してまいります。</p>
<p>27</p>	<p>30ページ 【今後の方向性】 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築 障害福祉計画 62ページ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>地域での生活を送るうえでのご本人のニーズが達成できることを支援できる包括ケアシステムが構築できることを期待している。</p>	<p>○</p>	<p>精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。</p>

28	<p>29ページ 【今後取り組むべき課題】 30ページ 【今後の方向性】</p>	<p>精神障害者が精神疾患以外の疾病の治療を受ける時に、精神疾患を理由に受診を断られること等がなく、適切に近隣の医療機関で治療が受けられるような連携を取ってほしい。</p>	○	<p>障害者意向等調査では、健康や医療についての不安や課題は、「障害の重度化や病気の悪化が不安」「救急時の治療（急に具合が悪くなったとき）が心配」が共通して高く、医療的ニーズをはじめ、さまざまな障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、関係機関における課題の共有や、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要だと考えております。</p> <p>精神障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、入院中から医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療継続と在宅療養の支援体制を強化してまいります。</p>
「一般就労への支援」に関するもの 1件				
29	<p>35ページ 【今後の方向性】 職場開拓の推進</p>	<p>精神障害のある人が負担なく通勤できる区内の特例子会社を増やしてほしい。</p>	○	<p>平成30年度の障害のある方の法定雇用率の改定を踏まえ、より多くの方の一般就労が可能となるよう、区内の民間企業に働きかけてまいります。</p>

「障害児サービスの充実」に関するもの 2件			
30	17ページ 【今後の方向性】 39ページ 【今後取り組むべき課題】 40ページ 【今後の方向性】 相談支援体制の充実	ライフステージに応じた連携を行うために、教育機関や医療機関と連携を図るためのきっかけを行政で作ってほしい。	○ 区では、「連携ファイル」を発行して、保護者が主体となって子どもに対する支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継げるようにしてまいりました。ライフステージに応じた関係機関との連携を図るきっかけにつきましても、今後、相談支援体制の充実に取り組む中で検討してまいります。
31	17ページ 【今後の方向性】 39ページ 【今後取り組むべき課題】 40ページ 【今後の方向性】 相談支援体制の充実	誕生から高校生まで指導されてきた内容を社会人(施設)にもう少し時間をかけて引き継いでほしい。	○ 区では、「連携ファイル」を発行して、保護者が主体となって子どもに対する支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継げるようにしてまいりました。学校卒業後の関係機関への引継方法につきましても、今後、相談支援体制の充実に取り組む中で検討してまいります。
「ユニバーサルデザインのまちづくり」に関するもの 2件			
32	50ページ ユニバーサルデザインの普及・啓発 52～54ページ ユニバーサルデザインのまちづくり	葛飾区全体について、バリアフリーを徹底してほしい。	○ 区は、一人ひとりが尊重され、だれもが、安心して暮らし続けることのできる、「心ふれあう住みよいまち かつしか」の実現を基本理念とした「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」を制定しております。それに基づき、区民、事業者、及び区が協働して、不自由さや不便さといったバリアを感じることなく、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めております。

33	54ページ 鉄道駅エレベーター等整備費助成	駅の上下線に、エレベーター、エスカレーターを設置してほしい。	○	区では、障害のある方、高齢の方などを含むすべての区民が、安全かつ快適に鉄道駅を利用して自由に行動できるようにするために、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいて、鉄道事業者が施行するエレベーター等を整備する事業に係る費用の一部を助成しております。その結果、エレベーター、エスカレーターの設置等、区内鉄道駅のバリアフリー化が着実に図られてまいりました。駅の上下線へのエレベーター、エスカレーターの設置につきましては、駅の構造上等の問題から、現状で新たな設備を設置することが困難な場合もございますので、今後駅舎等の改修の機会を捉え、鉄道駅がこれまで以上に利用しやすくなるよう鉄道事業者と十分協議してまいります。
「防災対策の充実」に関するもの 3件				
34	55～57ページ 防災対策の充実	たん吸引等の電源を必要とする医療機器を使用する重症心身障害児者も災害時個別支援計画を作成して、防災課、保健所、福祉課で情報の共有をお願いしたい。	△	たん吸引等の電源を必要とする医療機器を使用する重症心身障害児者の災害時対策につきましては、今後検討してまいります。 また、情報の共有につきましては、個人情報の取扱いへの配慮が必要であることを踏まえ、今後検討してまいります。
35	55～57ページ 防災対策の充実	福祉避難所には重症心身障害児者が使うための発電機を設置してほしい。	○	平成27年度に、ウェルピアかつしかに非常用発電設備の設置工事を行いました。 その他の福祉避難所における重症心身障害のある方が使用するための発電機等の設備につきましては、今後、福祉避難所の設備や備蓄品の充実を図る中で検討してまいります。

36	56ページ 【今後の方向性】 57ページ 災害時要配慮者への対応計画の作成	自宅にいる障害者は動くことができないので、無事かどうかの確認をお願いしたい。	○	区では、災害時における支援が必要な要配慮者の名簿を作成しております。 災害時の安否確認につきましては、区内全域の災害時要配慮者を対象とした避難支援計画の充実に取り組む中で引き続き検討してまいります。
第5期葛飾区障害福祉計画に関するもの 6件				
37	66～67ページ 訪問系サービス	強度行動障害がある方でも、安心して支援を任せることのできる行動援護の事業所の数の確保を是非お願いしたい。	○	行動援護の利用見込みにつきましては、現時点のサービス利用の実績を踏まえ、年間4人程度の方のご利用があると見込んでおります。サービスを提供する事業所の確保にも努めてまいります。
38	81ページ 地域移行支援、地域定着支援	精神障害者の退院支援について、東京都が自治体ごとの長期入院者について数値を出している。その数値をもとに葛飾区として必要数の目標値を出してほしい。	○	精神障害のある方で長期入院されている方の退院支援につきましては、東京都の調査を基に、共同生活援助について目標値に必要量を見込んでおります。
39	82ページ 協議会	地域課題を考える自立支援協議会と、施策の進捗状況を確認するための施策推進協議会は別に必要である。また、相談支援部会で話し合われたことが反映される仕組みを作ってほしい。 また、障害の種別にかかわらず、課題について話し合える部会が必要ではないか。 (同様の意見が他に1件)	△	区では、地域課題を考える自立支援協議会の協議内容につきましては、テーマごとに関係機関による専門的な意見交換ができるよう、部会で協議することとし、部会で協議した内容を、自立支援協議会として位置づけている障害者施策推進協議会に報告するという形をとっております。 自立支援協議会及び各部会のあり方につきましては、今後、関係機関等の意見を踏まえながら見直しを行ってまいります。

40	86ページ 移動支援事業	葛飾区の場合精神障害の方は移動支援のサービスを利用する事がなかなか難しい現状があるように思うが、今後親亡き後の支援などを行う上でも、移動支援というサービスについてより柔軟性が求められてくるのではないかと考える。	○	今後の課題として検討してまいります。
41	86ページ 移動支援事業	移動支援事業については、精神障害者が申請し利用するまでのハードルが高い。区全体の利用者数だけでなく、障害ごとの利用者数を教えてほしい。	○	平成29年度の身体・知的障害の利用者数は月平均509.3人、精神障害の利用者数は月平均6.3人、区全体では、515.5人です。
第1期葛飾区障害児福祉計画に関するもの 0件				
その他 2件				
42	その他	現場で支援しているスタッフが区内の様々な障害福祉サービスについて理解を深め、障害分野間のつながりがもてるような企画(見学会や勉強会、事例検討会など)をもてるといいなと感じている。	△	各事業所間が連携し、スタッフの資質の向上や理解の拡充に努めていらしやることは、有意義だと考えております。 今後、活動の拡大にあたり、区として、必要な支援を検討してまいります。
43	その他	全体像が見える計画を策定してほしい。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、葛飾区がどのようなシステムを作っていくのか、わかりやすい計画としてほしい。	△	今般策定する計画につきましては、区民の方に、よりわかりやすく周知してまいります。

- ◎：計画案に意見を反映する 6件
○：計画（素案）に盛り込まれている 34件
△：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする 13件